



よつの葉教室



福島県立平支援学校 地域支援センターよつの葉

令和5年9月8日

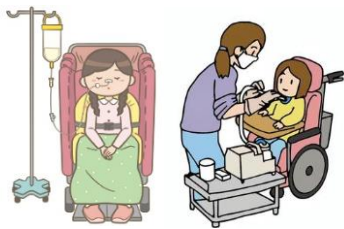
第1回 学校での医療的ケア

医療的ケアとは、自宅で家族等が日常的に行う医療生活援助行為のことです。
医療的ケアを必要とする子どもたちが、体調を整えて学習に取り組むことができるように、学校でも医療的ケアが行われています。

学校での医療的ケアは、保護者の方からの申請を受けて、ご家庭で日常的に行われている医療的ケアを主治医と学校の指導医の指導の下で行っています。



平支援学校で行われている医療的ケア



吸引

吸引器を使って、口・鼻腔内、気管カニューレ内の痰の吸引を行います。 ※1



経管栄養

(経鼻経管栄養・胃ろう)

口から食事を摂ることができない場合に、チューブを使って胃などに流動食や栄養剤を注入します。 ※1



導尿

自分で尿を出すことができない場合に、看護師がチューブを使って膀胱の尿をきれいにします。



薬液吸入

看護師が薬液吸入を行います。



発作時の坐薬挿入

てんかん発作時に、看護師が坐薬挿入を行います。 ※2



その他に、酸素投与、人工呼吸器の管理、カニューレの管理、人工肛門の管理も行っています。

※1 吸引、経鼻経管栄養、胃ろうについては、研修を受けた教員も看護師と協力して実施しています。

※2 坐薬挿入に関しては、「医療的ケア」として実施する場合と「緊急の対応」として実施する場合があります。学校にお問い合わせの上、ご確認ください。



医療的ケアの申請から実施までの流れ

<第1回申請の流れ>

- 4月～ ○第一回新規申請 受付
・・・保護者から申請書と主治医からの意見書提出
- 検診** 4月中旬 予備日を設ける
指導医の検診の際、医療的ケアの範囲確認をします。
- 引き継ぎ研修**
保護者から手順の聞き取りを行います。
- 医療的ケアマニュアル作成
- 5月～ ○指導医からの看護師や教員への指導研修
○指導医からの確認（看護師）
- 6月～ ○**実地研修（確認）**（教員実施の場合）
○**判定会**（教員実施の場合）6月中旬～7月初旬
予備日を設ける
- 保護者へ決定通知書配付、保護者からの実施依頼書提出
○医療的ケアの実施

- ※ のときには、保護者に来校していただきます。
- ※ **太字部分**は書類の提出になります。
- ※ 第2回（9月）申請があります。また、看護師対応の申請は随時行っています。

実施するにあたっての確認事項

- (1) 実施条件として看護師が1名以上常駐していること。
- (2) 看護師が不在だったり、校内の体制をとることが難しかったりする場合は、保護者に来校を依頼し医療的ケアを実施していただくことがある。
- (3) 校外学習、学習旅行では、校内の医療的ケアに支障がない時は看護師が同行する。その場合は、保護者は付き添わなくてよい。
- (4) 行事（修学旅行、宿泊学習、遠足）等で付き添いをお願いする場合がある。
- (5) 看護師や教員が実施できるようになった後でも常に連絡を取り合えるように連絡先を明記する。

「よつの葉教室」今後の予定



「あそびば」と同時開催いたします。入学に向けて少しずつ準備を進めていきましょう。

- 10/20 食事と水分補給について
12/15 姿勢管理と身体の動きについて
1/19 コミュニケーション（ことば）、教材・教具等について

